

## 特別寄稿

# 学生に対する効果的な授業・実習を行うための取り組み —COVID-19に対する教務委員会の対策—

Efforts at the effective teaching and practical training of students :  
A Measure of the Academic Affairs Committee regarding COVID-19

笠岡和子

関西看護医療大学 看護学部 看護学科 教務委員会委員長

Kazuko Kasaoka

Kansai University of Nursing and Health Science, Academic Affairs Committee Chairman

## はじめに

新型コロナウイルス感染発生と拡大の影響を受け、文科省、厚労省からの「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う看護師等養成所における臨地実習の取扱い等について」の通達が出され、大学には前年度と全く異なった対応を求められました。今回、教務委員会としてどのような検討と対策を行ったのか、令和2年4月以降に、教職員全員で取り組んだ内容を振り返ってみたいと思います。

## I. 大学としての取り組み

令和2年3月に、早速新型コロナウイルス(COVID-19)の波に巻き込まれ、目前に迫る次年度の授業の準備や対応の検討に明け暮れました。テレビでは毎日新型コロナウイルス感染のニュースが流れ、自粛要請が出される中、兵庫県での感染者数は少なかったものの、とりあえずマスク着用、密を避ける、ということさえも具体的にどう動いたらいいのか不安に振り回された毎日でした。大学も自粛要請を受け、大学としての対策が検討されました。感染対策委員会が立ち上がり、検討の結果「教職員の勤務について」「新型コロナウイルス感染対策ガイドライン」が出され、一つの行動指標として教職員は自分たちの動きを確認していきました。

## II. 授業に対する取り組み

### 1. 前期

4月から学生の登学が止まり、オンライン授業の検討がなされました。教職員へのオンライン授業に関する研修が行われ、学生の密を避けるために、大学と神戸のサテライト会場の2か所で、オンライン授業が開始されました。大学と神戸のサテライト会場に分かれての授業では、教職員も大学だけではなく神戸のサテライト会場に足を運ぶ必要がありました。研修は受けたものの慣れないオンライン授業に、教員達は「どうして声が出ないの」「どうして画像がきれいに出不いの」「何度聞いても覚えられない」「学生たちは聞いてくれているのだろうか」「本学の学生にこの方法で有効なのだろうか」等、様々な疑問やストレスを溜めながらの苦悩の日々を過ごしました。

場所を2か所にした目的には、学生が密にならないことがありました。当然、移動の際に感染するのではないかという怖さで自宅での学習を希望する学生に対しては、その思いに対する配慮ということもありましたが、場所を2か所にしたことで学生を2分できるのではないかの思いもあったと考えます。反面、教員は、オンラインになると学生は来なくなるのではないかと、授業と言いつつも自宅では集中できず90分聞くこともできないのではないかと、授業の効果が出ないのではないかと、という不安を持ちながらの開始でした。始めてみるとどちらの会場においても、出席する学生は少なく、サテライト会場でも10人前後（これは

1年生) もしくは0人という状況の中で、教員がマイクに向かってむなしく講義をする日々が続きました。

## 2. 後期

後期に入り、登学が必要な科目・内容の検討を前提とした新たな時間割と学年別登学方法の検討がなされたことで、学生と対面での授業も少しずつ入るようになりました。教室も今まで100人の学生が入っていた教室を約半分の50人程度で使用するように検討され、密を避ける、換気をする、アルコール消毒をすることが徹底されました。2つの教室で同じ授業を聞くことが出来るように設備システムの改修も行われ、学生に支障がないように検討されたうえでの開始でした。久しぶりに全員の元気そうな顔が見られ嬉しかったことを覚えています。その後対面での回数も増え、一週間に2日の対面授業をしていくことが教授会で検討され、学生の顔を見ることも増えました。少しずつ以前の状態に戻っていくかもしれないと思えた瞬間でした。

## Ⅲ. 実習に対する取り組み

### 1. 求められている実習の在り方

後期になると3年生の各論実習、課題実習、4年生の公衆衛生看護学実習など、実習の問題が大きく立ちはだかりました。厚労省、文科省からの「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療機関関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」の事務連絡の中で、「実習中止や休止などの影響を受けた学生と受けない学生の間に修学の差が生じることが無いこと」や、「実習施設の確保が困難な場合には実習に替えて演習や学内実習の実施による知識・技能の習得での差し支えないこと」、その内容としてオンラインやシュミレーションを用いての現場に近い授業演習が求められました。

また実習が可能になった場合であっても、「学生が臨地に滞在する時間が必要最小限になるよう計画すること」、「臨地滞在時間が短縮されても学修目標が達成されるように計画すること」という通達を受け、大学としての実習の在り方を検討する必要に迫られました。

### 2. 実習施設との実習内容の検討

大学での対策だけではなく、実習受け入れ側である施設の意向も考えなくてはなりません。施設自体の感染対策等の問題もあり、大変な状況下で施設との打ち合わせを開始しました。実習自体は前年度の計画として受け入れを承諾していただいていたところでしたが、実習の受け入れを全面的に断られた施設、期間を短くして受けていただいた施設等により、例年の実習とは形も時間も全く異なった実習の計画をせざるを得ない状況がありました。しかし、各実習の責任者は、たとえ短時間であっても臨地で実習することの重要性を感じ、実習施設との話し合いを重ねていきました。実際に臨床での実習ができるようになったのは、成人看護学実習Ⅱで昨年9日間の臨地実習が3日間、小児看護学実習では昨年6日間の臨地実習が3日間、老年看護学実習は昨年10日間の臨地実習が6日間でした。また、在宅実習の地域多様な場の実習は社会福祉協議会等での実施となりました。4年生の保健師課程の公衆衛生看護学実習は、受けていただくことの出来る施設のみでの実習となりました。それぞれ期間の短縮、内容の変更はありましたが、臨床に出られることの嬉しさと重要性を強く感じることができました。

### 3. 大学としての実習の内容の検討

成人老年・小児・在宅、保健師課程以外の領域の看護学実習は実習の性質上受け入れていただけない施設がなく、学内での実習となりました。学内での実習内容としては、小児・母性実習・老年実習は、出来るだけ実践的な実習を実施したいと考え、「姫路メディカルシュミレーションセンターひめ maria」にシュミレーション実習の依頼を行い、シュミレーションによる事例展開を学習に取り入れました。他の領域も、学内であっても学生によって効果的な実習になるようオンラインでの学習を含めながら、工夫を重ね実施を行いました。

さらに、臨地での実習が無くなることで、大学に来る学生の密を防ぐため、領域ごとに1日に来校する学生の数を確認し、使用できる教室を決定していきました。大学での実習となるとスクールバスを出す必要があります。しかし、密を避けるという意味で、スクールバスに乗れる人数にも制限があるため、1日に登学する学生の数を少なくし、密を避けた状態で効果的に教室を使えるよ

うに工夫を行いました。また、人数を制限したことでオンラインでの授業を実習の中に組み込む必要性があり、実習計画を何度も修正するというも行いました。

当然、感染状況により、実施している実習施設から断られ、実習が中断してもおかしくない状況にありました。いつ実習が中断しても学生間での学習に差が出ないように、すぐに学内での実習体制に移行できるよう、また他に受け入れてもらえる実習施設に変更できるよう、事前の計画を徹底したということは言うまでもありません。

#### 4. 実習における感染対策

このコロナ禍においては、実習施設での感染対策の徹底という課題もありました。感染対策委員会での「看護学実習に関する方針－新型コロナウイルス感染症対策－」の内容をオリエンテーションで学生に徹底し、実習開始2週間前からのアルバイト・イベントへの参加禁止等、実習科目を履修するための具体的な前提条件を定めました。また、実習2週間前からの発熱がないことやそれに伴う症状がないことなどを確認するための「健康管理表（3月末まで使用できるもの）」を渡し、実習がない時であっても検温や症状の確認をしておくことを徹底しました。さらに、検温や症状に関しては朝7時だけでなく、実習（学内であっても臨地であっても）朝到着した際に再度検温を行い、発熱の有無の確認と症状の確認を徹底しました。

実習施設では学生個々にアルコール擦式消毒液を渡し、手洗だけでなくアルコールによる手指消毒も行えるよう準備しました。また、今まで各領域で準備をしていた実習準備物品（アルコールやフェイスシールド等）を、全領域で使用するものはまとめて購入できるように変更しました。

#### 5. 実習記録の管理

実習の記録に関しては、実習施設そして受け持ち患者の情報保持のため特に注意して対応を行う必要がありました。前年度までは紛失の機会を減らすために、患者に関する情報が入っている学生記録やメモの持ち帰りを禁止し、実習終了後の記録は実習施設で終わらせて、その施設に置いて帰ることを徹底していました。しかし、今回の「記録は学生が臨地に滞在する時間が必要最小限にな

るようにすること」との厚労省からの実習計画留意事項の指示内容を受け、前年度まで行っていた実習病院での1時間の記録時間の是非と、実習記録の持ち帰りを検討せざるを得なくなりました。また実習施設側からの要望もありました。密を避け、記録をする場の提供となるとそれに対応できる広さの部屋が必要となります。施設側としても密を避けての会議等に使用する広い部屋が必要となるため、学生のためにその広さの部屋を確保することが出来ないとの相談を受けたことも検討のきっかけとなりました。

今までも記録の扱い方については、何度も学生に注意を促し、オリエンテーションの中で説明を繰り返していても、少なくともあっても学生の記録の紛失を経験していたことを考えると、そのような方法をとれば安全に持ち帰れるようになるのか、委員間で何度も検討を繰り返しました。さらに、教員からの教務委員会の方針を出してほしいとの要望もあり、「実習時の記録持ち帰り時の注意事項」を定めました。個人情報の保護の厳守のため、実習施設から持ち帰る際はジッパー付きのファイルに入れること、持ち帰る時点及び朝持参した時点でのチェックを学生リーダーと教員とでダブルチェックすること、移動途中で絶対にファイルを開けないこと、家に帰ってから他の記録類と一緒にしないこと等、具体的に対策を挙げ、記録の紛失がないよう確認を求めました。

#### IV. おわりに

新型コロナウイルス感染が今年度で終息し、来年度は通常の授業・実習に戻ってほしいと切に望んでいます。しかし、感染患者数が少なくなったとしても、安全性が確保できない限り、施設の体制が整わない限り、今年度の状態が続くことが予測されます。今年度で終わりではなく、さらに今の状態を強化して実習に取り組むことが必要かもしれません。

今回このコロナ禍にあって定期委員会をオンライン上で実施したり、臨時の委員会を急遽開催する等、思うように委員会を開催することさえもできない状況でした。しかし、今回教職員が協働し前向きに素早い対応ができたこと、急な変更であっても実習を担当する教員等が柔軟に対応していったことは、当大学でなければできなかったこ

とだろうと感謝しています。様々な状況を想定した上で学生の学習効果を考え、工夫して実習の計画をしたことで、今の状態が今後持続したとしても、学生の学習効果を考えた対応策が計画出来るのではないかと考えています。